

令和2年6月17日

保護者の皆様へ

大阪教育委員会
大阪市立晴明丘小学校
校長 立石 健治

水泳運動の授業について

保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、大阪市の学校教育の推進にご理解とご協力を賜わり、誠にありがとうございます。

今年度の水泳運動につきまして、文部科学省の通知では、「学校プールについては、学校環境衛生基準（平成30年文部科学省告示第60号）に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低い」と指摘されております。

しかしながら、教育委員会では、今年度は小学校5年生以上で水泳授業を取り扱うこととし、幼稚園及び小学校1～4年生については、幼児児童の発達段階や学習指導要領における水泳運動（水遊び、プール活動）の学習内容において、水遊びや初歩的な泳ぎの活動・学習の中で幼児児童同士の距離が近くなりやすく、感染拡大防止対策の徹底が難しいと考えられることから、水泳授業（プール活動）を実施しないこととしています。

これを受け、本校では、密集・密接の場面を避けるなどの感染防止対策を講じたうえでの実施の可否を検討してまいりましたが、複数クラスや学年による合同授業の実施に伴い多くの児童が同時にプールや更衣室を使用したり、複数の児童が組になる形態で安全の確認をしながら学習を行ったりするなど、本校においては児童が密集・密接する場面が多く想定され、感染拡大防止対策の徹底が難しいと考えられることから、児童の健康と安全を第一に考えて、**今年度の全学年の水泳授業を実施しないこととします。**

なお、水遊び・水泳運動の学習内容と評価の取扱いについては、小学校の学習指導要領では、指導内容が2学年まとめて示され、「いずれかの学年で指導することもできる」とされています。よって、1年生・3年生・5年生においては、それぞれ2年生・4年生・6年生において履修することとします。2年生・4年生・6年生については、それぞれ1年・3年・5年時に履修できております。

保護者の皆様には、趣旨をご理解いただき、今後も本校の教育活動にご協力を賜りますようお願いいたします。